

◆ 主な施策の方向 ◆



基本目標1

高齢者を地域で支える環境づくり

- リハビリ職等と連携して介護予防のための地域ケア会議を実施します。
- 地域における権利擁護支援の担い手（後見活動支援員，市民後見人など）の養成と活動の場の拡充を図ります。
- 認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育成するために，認知症サポーター養成講座を継続実施します。

基本目標2

社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

- 地域の各種団体やグループとの連携，自主的な企画運営による会員増強に向けた事業展開，社会貢献活動，リーダーの養成など，魅力ある活動に向けた取組を支援していきます。
- 高齢者が社会参加できる場所を増やすために，老人福社会館での文化，教養，レクリエーション活動の促進を図ります。
- 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し，有料老人ホームやシルバーハウジング，ケアハウス，サービス付き高齢者向け住宅などについての情報提供を行います。
- 津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設，避難所の周知などについて，要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行います。

基本目標3

総合的な介護予防の推進

- さわやか教室では，全ての高齢者を対象に，体操や音楽療法，水浴訓練による介護予防事業を継続実施するとともに，介護予防の重要性を周知し，自ら介護予防に取り組めるよう事業への参加等を促します。
- 自主的に活動するグループへ運動トレーナーを派遣し，継続した体操等の介護予防活動を支援します。
- ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場事業補助等の事業の推進により高齢者の主体的な活動への参加を促進し，介護予防を推進します。
- 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続実施し，高齢者の社会参加の機会を増やします。

基本目標4

介護サービスの充実による安心基盤づくり

- 介護保険制度の内容について，広報紙，パンフレット，出前講座のほか，ホームページ，ケーブルテレビの活用など，多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組みます。
- 増加する施設入所待機者の解消に向け，「特別養護老人ホーム」の整備及び，住み慣れた在宅で少しでも安心して過ごしていただくための「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」といった柔軟な対応が可能なサービスの整備を行うとともに，周知を進めます。



◆ 充実していく取組（一部を掲載） ◆



権利擁護支援システムの構築

・介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的とし実施している「介護相談員派遣事業」を継続、拡充します。



生きがいづくりの支援強化

・高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図ります。



シルバー人材センターの充実

・市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施し、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。



給付適正化計画の策定

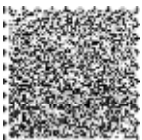
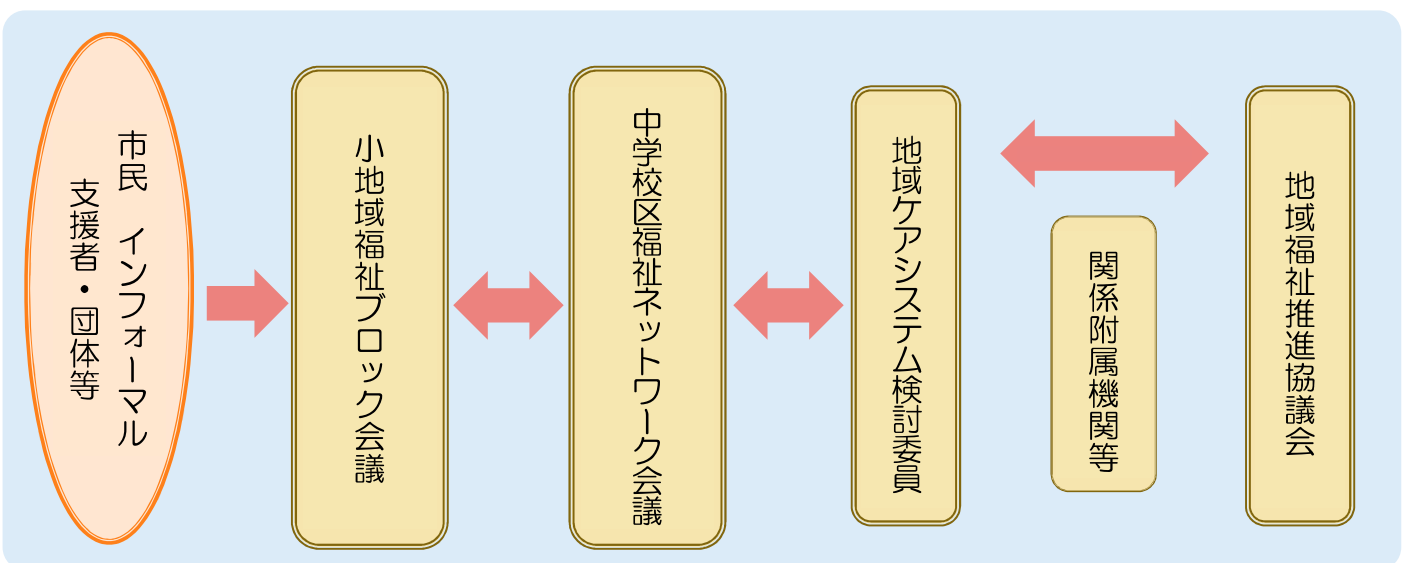
・介護給付等に要する費用の適正化に関し、本市が取り組むべき事項について目標を定めて実施し、その実施状況をホームページ等に公表します。

◆ 芦屋市地域発信型ネットワーク ◆

本市では、自治会や地区福祉委員会などをはじめとする地域に根ざした組織や、ボランティア・NPO等の有志の団体を通じて、市民による様々な地域福祉活動が行われています。また、地域の取組と専門職や事業者などが効果的に連携できるよう「地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の状況に応じた取組が進んでいます。

■ 地域発信型ネットワークの概念図

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



介護保険サービスの事業見込み

(1) 保険料の算定手順

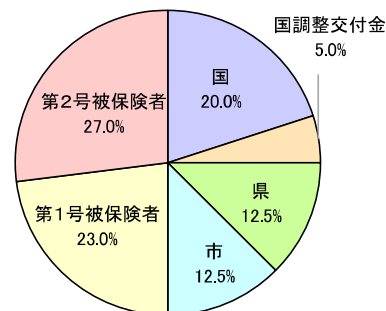
第7期計画における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

+ 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額

- 介護給付費準備基金取崩し額

第1号被保険者が保険料として負担する必要額

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

保険料基準月額
5,490 円

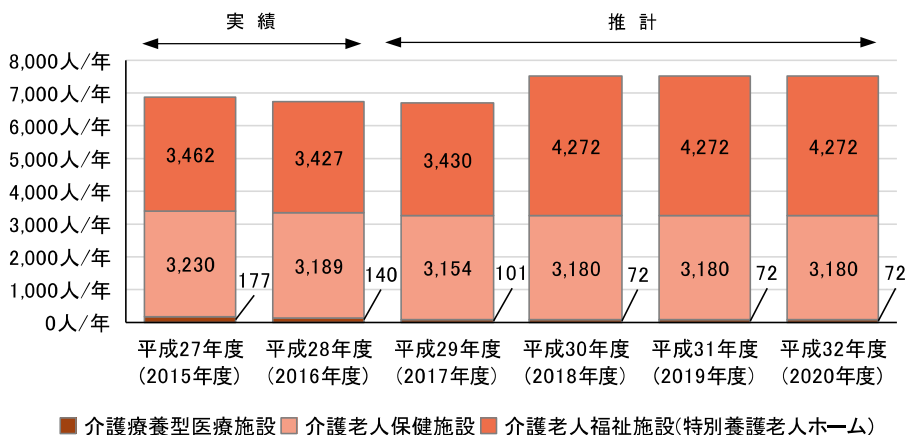
※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

【参考】兵庫県内各市町の保険料基準月額（平均）：5,897 円

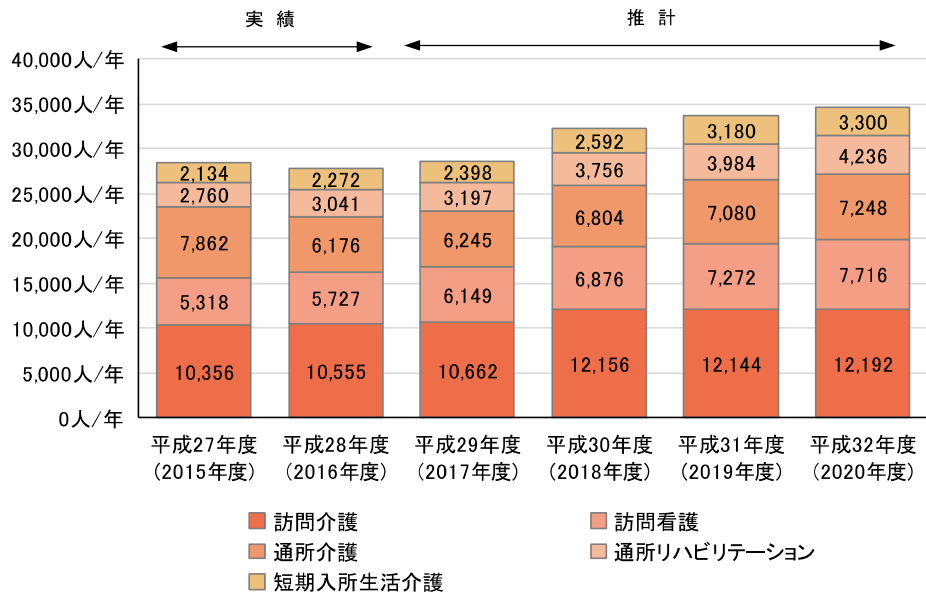
(2) 介護保険サービスにおける利用見込み

第7期計画における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額は、介護保険サービスにおける目標量をもとに算出します。第7期計画における利用見込みは以下の通りです。

■施設サービスの利用見込み

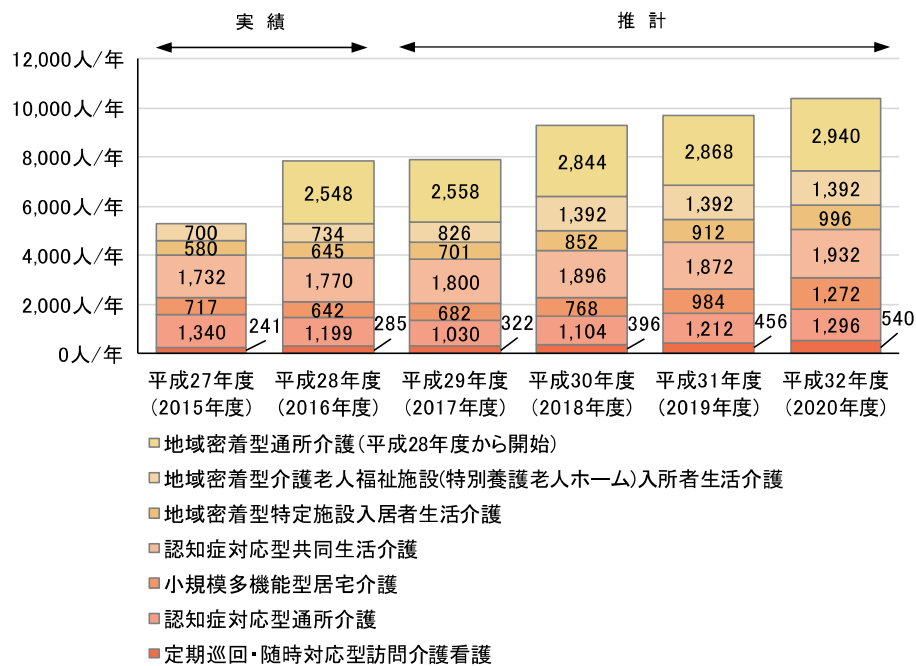


■主な居宅サービス（介護給付）の利用見込み

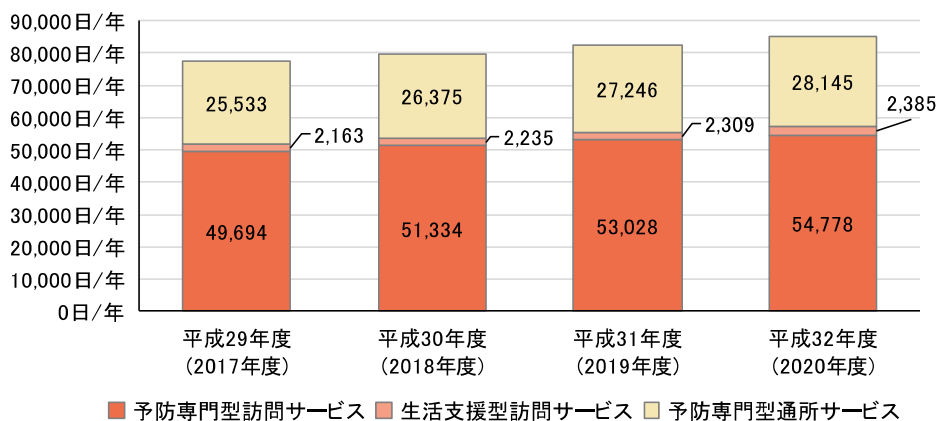


* 推計値は、入院中の精神障がいのある人が地域生活へ移行するための支援に関わる利用見込みを含む

■地域密着型サービスの利用見込み（介護給付）



■介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用見込み



第 1 号被保険者の介護保険料について

保険料収納必要額に予定保険料収納率，所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第 1 号被保険者の保険料基準年額は，65,880 円（基準月額 5,490 円）となります。

なお、第 7 期計画における保険料基準年額は、第 6 期計画（平成 27～29 年度）と同額となります。

■ 所得段階別の保険料月額

| 所得段階 | 所得段階の内容 | 保険料率 | 平成 30 年度 ～ 平成 32 年度 | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------|-----------|
| | | | 月 額 | 年 額 |
| 第 1 段階 | 世帯全員が市民税非課税で，本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者，あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計が 80 万円以下の場合 | ※0.45 | 2,470 円 | 29,640 円 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市民税非課税で，本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 120 万円以下の場合 | 0.7 | 3,840 円 | 46,080 円 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市民税非課税で，第 1・第 2 段階以外の場合 | 0.75 | 4,110 円 | 49,320 円 |
| 第 4 段階 | 世帯に市民税課税者がいる場合で，本人が市民税非課税で，公的年金等収入と合計所得金額が 80 万円以下の場合 | 0.9 | 4,940 円 | 59,280 円 |
| 第 5 段階 | 世帯に市民税課税者がいる場合で，本人が市民税非課税で，上記以外の場合 | 1.0 | 5,490 円 | 65,880 円 |
| 第 6 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 120 万円未満の場合 | 1.1 | 6,030 円 | 72,360 円 |
| 第 7 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の場合 | 1.25 | 6,860 円 | 82,320 円 |
| 第 8 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の場合 | 1.5 | 8,230 円 | 98,760 円 |
| 第 9 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の場合 | 1.505 | 8,260 円 | 99,120 円 |
| 第 10 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の場合 | 1.75 | 9,600 円 | 115,200 円 |
| 第 11 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の場合 | 1.87 | 10,260 円 | 123,120 円 |
| 第 12 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の場合 | 1.875 | 10,290 円 | 123,480 円 |
| 第 13 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の場合 | 2 | 10,980 円 | 131,760 円 |
| 第 14 段階 | 本人が市民税課税者で，合計所得金額が 1,500 万円以上の場合 | 2.05 | 11,250 円 | 135,000 円 |

※ 第 1 段階の保険料率については，公費による低所得者の第 1 号保険料軽減強化により，基準保険料率 0.5 が 0.45 に軽減されています。

第 8 次 芦屋すこやか長寿プラン 2 1 概要版

第 8 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6

<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

TEL 0797-38-2044

FAX 0797-38-2060

発行・編集／芦屋市福祉部 高齢介護課



